

第 8 回 第 2 農地部会 議事録

日 時 平成 28 年 8 月 17 日 (水) 午後 2 時 00 分

場 所 津市白山庁舎 2 階 205 会議室

出席部会委員 6 田口^{たぐち} 慶則^{よしのり}・7 棕下^{むくした} 保^{たもつ}・14 宮本^{みやもと} 政春^{まさはる}・15 守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}
16 中谷^{なかに} 秀也^{ひでや}・17 西森^{にしもり} 偉統^{よしのり}・18 結城^{ゆうき} 晋三^{しんぞう}・20 諸戸^{もろと} 善昭^{よしあき}
22 中野^{なかの} たつ子^こ・23 片岡^{かたおか} 眞郁^{まさいく}

以上 10 名

欠席委員

出席部会員外委員

議長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：藤巻担当副主幹

白山：前田担当副主幹 美杉：前山主査

議事録署名者 7 棕下^{むくした} 保^{たもつ}・17 西森^{にしもり} 偉統^{よしのり}

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)
議案第 5 号 非農地証明願について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議長	<p>それでは、第8回第2農地部会を開会させていただきます。本日は全員出席ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。7番 棕下委員・17番 西森委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページ・2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から24で2ページになりますけれども、合計件数は24件、合計面積は、29,849㎡で、この内訳は、田が28,630㎡、畑が1,219㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページ・4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から7で、4ページになりますが、合計で件数は7件、面積は15,711.2㎡、その内訳は田が10,537㎡、畑が5,032㎡、その他、これは台帳地目が宅地で、現況が畑となっている土地が142.2㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が雑種地や山林などになっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、宅地造成用地、番号2、一般個人住宅用地、この2件で 面積は畑で833㎡でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。</p> <p>番号1、権利者 _____、申請地の地目は畑、面積は37㎡ 取得年月日は昭和52年で月日は不詳でございます。</p> <p>この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許</p>

可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 榊原、受人 _____、面積14,249㎡、渡人 _____、面積1,315㎡ 申請地 榊原町上出_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積280㎡。

これにつきましては、受人は、転居のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 川合、受人 _____、面積8,286㎡、渡人 _____、面積950.3㎡ 申請地 一志町八太井ノ尻_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積434㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 大三、受人 _____、面積41,045.69㎡、渡人 _____、面積6,162㎡ 申請地 白山町岡口堂谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積624㎡ 外4筆 合計面積4,843㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 八知、受人 _____、面積3,853㎡、渡人 _____、面積2,503㎡ 申請地 美杉町八知大木ノ下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積479㎡ 外2筆 合計面積997㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 八知、受人 _____、面積165㎡、渡人 _____外1名 面積3,293㎡ 申請地 美杉町八知川原田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積938㎡外4筆 合計面積2,890㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は5件で、合計面積は9,444㎡、このうち田が7,567㎡、畑が1,877㎡、でございます。

いずれの案件も・全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下です。1番につきましては、榊原町で田口委員さんと地元推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。事務局の説明どおりでございますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

守山委員 はい、15番、守山です。2番につきましては、川井地区で、10日に一志地区の農業委員守山、片岡、宮本3名と、地元推進委員と事務局によって、現地確認を行いました。場所は_____の北側でございます。南側が_____。

周囲は、畑で、地元推進委員からも何ら問題がないということありますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。3番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。3番につきまして説明させていただきます。12日に、委員2名と地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。

場所は_____沿いの_____の_____の南側に当たります。_____さんは、農業用の機械が壊れて、農業が続けられないということで、_____さんが以前からしてみえて、その後を引き継ぐというかたちで話を持ってこられたそうです。谷の奥の方にも3枚ほどありますが、これも荒らすことなく、_____さん引き続き、作ってもらえるというてますので、何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。4番、5番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。4番、5番について説明をいたします。4番につきましては八知です。受人は農地を拡大して農地を引き続き耕作するといことで、何を作られるかはわかりませんが、耕作をするということで、農地は農地で守っていくということで、地元推進委員さんも意見はないように聞いております。

5番につきましても、受人は農地を譲り受け、耕作をする、田については果樹を予定していると。畑については、引続きお茶をとかを、いろいろな物を耕作しまして、渡人については高齢で後継者がいないので、譲り渡すということでございます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定した
と思います。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 高岡、申請者 _____、申請地 一志町高野洲合 _____、

台帳地目 田、現況地目 宅地、面積32㎡外1筆 合計面積46㎡です。

これにつきましては、平成5年ごろ申請地に家屋を増築して隣接宅地と一体利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 家城、申請者 _____、申請地 白山町南家城シデ原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積685㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、273.84㎡、設置率は転用面積の40%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 八知、申請者 _____、申請地 美杉町八知下上広 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積479㎡。

これにつきましては、平成2年ごろ既に山林化しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 下之川、申請者 _____、申請地 美杉町下之川角原 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積310㎡外5筆 合計面積1,557㎡。

これにつきましては、昭和59年ごろ既に山林にしており、経過書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は2,767㎡、このうち田が46㎡、畑が2,721㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

守山委員 15番 守山です。1番につきましては、10日に一志地区3名の農業委員と、高岡担当の推進委員の立会いのもと、申請人の_____さん、_____さんの説明を受けました。

場所は_____という集落の東の方ですが、周囲は住宅街であります。地元推進委員も了解ですのでよろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。2番お願いします。

西森委員 17番、西森です。2番につきましては、12日、地元委員、地元推進委員、事務局と現地確認を行いました。

現地は昔の_____の_____の南側、正確にいますと300mほど離れた住宅街になっておりますけれども、昔は茶畑になっていたようで、周りは家があったということですが、現状は茶畑もなくなり、すこし荒れた状態でした。近くに太陽光発電があったので、地元の同意も得られやすいのかなど。

地元推進委員さんも何ら問題ないだろうというような話をいただいております、事務局の説明どおりで、なんら問題ないと思います。よろしくお願

ます。

議長 ありがとうございます。3番、4番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。3番、4番について説明させていただきます。3番につきましては、事務局の説明どおりです。周囲は山林で、原状に戻すということはもう不可能です。地元推進委員も原状に戻すのは無理と言うことで、了解しております。

4番につきましては、以前は茶畑でしたが、山間地で冬には霜が降るので、作付けも難しいということで、次第に荒地が増えて、周囲も荒地でございます。

昭和59年頃に植林し、周囲はほとんど山林で、しかたないということで、地元推進委員さんも同意されておりますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいです。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定した
と思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

それでは番号1から説明をさせていただきます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地木造町西世古 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,268㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、497.34㎡、設置率は転用面積の39.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 木造町天王堀 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積584㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、314.88㎡、設置率は転用面積の53.92%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、

申請地 新家町浜井場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積698㎡外1筆 合計面積873㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、486.99㎡、設置率は転用面積の55.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲初垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積198㎡外1筆 合計面積1,157㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、障害者グループホーム用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬小路垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積294㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。

なお、議案書は庭用地となっておりますが、申し訳ありませんが、駐車場用地に訂正をお願いします。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波瀬十王寺_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積743㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、492㎡、設置率は転用面積の66.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川合、受人 _____外3名、渡人 _____外3名、申請地 一志町片野八反田_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積94㎡外1筆 合計面積266㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、農業用倉庫用地とするものですが、昭和53年に既にこの目的で転用されており、受人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積292㎡外1筆 合計面積635㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、次の番号9と一体利用のうえ、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、466.56㎡、番号9を含む全体面積の69.53%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山中野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積36㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、先ほどの番号8と一体利用のうえ、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口小野_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積155㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、廃車置場用地とするものですが、平成8年ごろから既にこの目的で転用されており、始末書の

提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

11ページをお願いします。

番号11、地区 倭、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町南出南浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積334㎡外1筆 合計面積366㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知大木ノ下_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積442㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けるものですが、平成2年に植林されており、受人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

番号13、地区 下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆_____、台帳地目・現況地目とも田、面積985㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、363.5㎡、設置率は転用面積の36.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は、13件、合計面積は7,804㎡、この内訳は、田が2,142㎡、畑が5,662㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、3番と、お願いします。

田口委員

6番 田口です。会長、部会長、事務局と現地確認を行いました。1番は、場所は_____なんですけど、畑を誰も耕作するものがないので、太陽光発電施設用地とするものです。2番は、畑を自分で耕作ができないので、太陽光発電施設にするものです。

1番につきましては住宅地の中ですので、近隣住民にはきちんと説明するように依頼をしまして、連絡をしてもらいました。3番につきましては、これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。4番、お願いします。

椋下委員

7番 椋下でございます。4番につきましては、10日に会長、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。場所は_____の_____の北側300mくらいの所でございます。

グループホーム用地で、雨水については北側の本道の側溝へ流します。汚水については合併浄化槽に処理後、既設の側溝へ放流するというところでございます。

下流に水田もございますもので、地元の取り決めもございますので地元の水

利組合長との協議をするということです。事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。5番につきましては、10日に農業委員3名、地元推進委員1名と事務局で現地確認を行いました。土地所有者が渡してもいいということで、受けたというようなことでした。問題なさそうですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。6番、お願いします。

宮本委員 6番も同じく、現地を確認させていただきました。すでに、除草に対する養生はしてあるような畑でした。会長から周囲にはという指導いただいたようで地元の委員さんも何も問題ないようでしたので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。7番、8番、9番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。7番、8番、9番を説明させていただきます。
まず、7番ですが、10日に3名の農業委員と川合地区の3名の地元推進委員さんと現地で、いろいろ申請者からの説明を受けました。4名の共同名義になっています。譲渡人の_____、この人の親父らの4名、すでに3名が亡くなって1名が生きておる。譲渡人の_____さんも、親父の名義になっていたんですけども親父が亡くなったので、この人に贈与されたと思います。

そういうことから、この際、新しい人に名義を変えようやないかということです。_____さんという方から、いろいろ説明を聞いたんですけど、新しい_____さん他3名の方、新しい人の共同名義で、今回、申請したのであって、地元推進委員のからも、どうこうないんじゃないの、と言うことであります。

8番、9番ですが、2筆になっておりますけれど、一体利用の太陽光発電施設なんです。これは耕作放棄地と言うより、荒廃農地になっています。全部が太陽光パネルの発電施設になっております。場所は_____の_____の南側約100mぐらいで、これも地元推進委員さんも、問題ありませんと言うことですので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。10番、11番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。12日に、地元農業委員2名と地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。

場所は_____線の_____の_____へ行く入り口の_____さんの旧工場の一角でして、道路と工場に挟まれた土地、三角になった土地で、とても農地として利用できるようなところではないので、始末書の提出もあるということで、問題ないと思います。

11番につきましては、場所は旧白山町の_____の南側に当たります。息子さんが家を建てられるということで、周りは南側に水田がありますので、こちらの方に、了解だけは得ていただくということで話をし、少し荒れており

ますけれども、管理をしていただくということでお願いしてまいりましたので、何ら問題ございません。

議 長 ありがとうございます。12番、13番、お願いします。

結城委員 18番 結城です。12番については、耕作が不便のため、平成2年頃に植林をしたということでございます。始末書の提出がありますので、何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

13番につきましては太陽光発電をしたいということでございますので、何ら問題ないと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定した
と思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____外1名、貸人 _____、申請地 木造町井手ノ上_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積353㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借契約を締結し、申請地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借人 _____、貸人 _____成年後見人 _____、
申請地 戸木町沓碓_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、236.16㎡で、転用面積の47.3%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 木造町稲垣_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,319㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と永年の使用貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、328㎡で、駐車

スペースを確保するため、転用面積の24.9%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件で、合計面積はすべて畑で2,171㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、3番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。1番について、これは事務局の説明どおりでございます。____さんの娘さんが帰ってくるということで。場所は____さんが廃業した後です。

2番について、____の団地の看板のある西側100mぐらいの所です。これも何ら問題ないと思います。

3番について、これも____さんの親子関係で、父親が、息子さんに土地を貸すということで、これも何ら問題ないと思います。確認していただきました。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、非農地証明願について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。議案第5号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 川口、願出者 _____外1名、申請地 白山町川口杉東____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積281㎡です。

これにつきましては、建物の全部事項証明書により昭和47年に居宅が新築されていることが確認できます。

番号2、地区 大三、願出者 _____、申請地 白山町二本木北和知野____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積320㎡です。

これにつきましては、平成7年5月18日、国土地理院撮影の航空写真により、この時既に居宅が建築されていることが確認できます。

以上2件につきまして、これらのことから、それぞれの申請地は、農地以外

の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。12日に農業委員2名と地元推進委員1名と事務局で現地確認を行いました。場所は_____の西側500mぐらいの所ですけども、現在は家を壊されて更地になっています。先月壊されていたようです。事務局の説明どおりですので、何も問題ないと考えます。

2番につきまして、こちらは_____の西側にあります。周囲は工場、住宅地で、畑としてとても利用できる状態ではないと思います。非農地証明に問題ありません。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

この計画の中に、出席委員に関する案件があり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____は、一時退席をお願いします。

<一時退室>

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄でご説明させていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で16,602㎡、畑の賃貸借で688㎡、契約件数は5件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で19,366㎡、畑の使

用貸借で627㎡、契約件数は24件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で21,572㎡、畑の使用貸借で1,073㎡、契約件数は11件でございます。

美杉地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借で57,540㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で2,388㎡、合計契約件数は40件、合計面積は59,928㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。地区別の認定農業者への集積は、久居地区2件、一志地区6件で合計8件、合計面積は22,118㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いしたいと思っております。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することいたします。みなさん、入室して下さい。

<入 室>

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもって、第8回 第2農地部会を閉会します。

午後2時48分

平成28年8月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____